

令和元年度(2019年度)実績

# 精神保健福祉センター一所報

(第43集)



熊本県精神保健福祉センター



# 目 次

## I センター施設等概要

1 業務	1
2 沿革	1
3 歴代所長	1
4 施設の概要	2
5 職員の構成	2
6 歳入歳出決算状況	2
7 センター条例〈抜粋〉	3

## II センター業務概要

1 企画立案	4
2 技術指導及び技術援助	5
3 教育研修	7
4 普及啓発	11
5 精神保健福祉相談及び診療	13
6 組織育成	15
7 依存症対策関連事業	18
8 DV対策支援事業	22
9 思春期精神保健対策事業	23
10 自殺対策推進事業	24
11 精神医療審査会	25
12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	26
13 ひきこもり地域支援センター事業	27
14 熊本地震被災者支援事業	32

## III 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会	33
2 熊本精神科リハビリテーション研究会	34
3 第55回全国精神保健福祉センター研究協議会	35
4 九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会	36

### <資 料>

精神保健福祉センター運営要領	37
----------------	----

※本書中の実績は、特に断りのない限り平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020)3月31日のデータです。

# I センター施設等概要

## 1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく「精神保健福祉センター運営要領」におけるセンターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、下記の業務を行っています。

なお、平成24年(2012年)4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られています。

また、平成28年(2016年)4月の熊本地震直後から、災害派遣精神医療チーム(DPAT)や同年10月に設置された「熊本こころのケアセンター」と連携・協働しながら、被災者の心のケアの支援等を行っています。

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 1) 企画立案         | 10) 自殺対策推進事業               |
| 2) 技術指導及び技術援助   | 11) 精神医療審査会の審査に関する事務       |
| 3) 教育研修         | 12) 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定 |
| 4) 普及啓発         | 13) ひきこもり地域支援センター事業        |
| 5) 精神保健福祉相談及び診療 | 14) 熊本地震被災者支援事業            |
| 6) 組織育成         |                            |
| 7) 依存症対策事業      |                            |
| 8) DV対策支援事業     |                            |
| 9) 思春期精神保健対策事業  |                            |

## 2 沿革

- |                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 昭和38年(1963年)10月17日 | 熊本県精神衛生相談所開設(県中央保健所内)     |
| 昭和46年(1971年)9月30日  | 熊本県精神衛生センター設置条例制定(条例第60号) |
| 昭和47年(1972年)4月1日   | 熊本市水道町9番16号に新築、開設         |
| 昭和47年(1972年)6月17日  | 保険医療機関として指定(熊公197)        |
| 昭和56年(1981年)2月5日   | 3階増築工事竣工(教育研修部門)          |
| 平成元年(1989年)4月1日    | 熊本県精神保健センターに名称変更          |
| 平成7年(1995年)7月1日    | 熊本県精神保健福祉センターに名称変更        |
| 平成23年(2011年)1月4日   | 熊本市月出3丁目1番120号(旧保育大学校)に移転 |
| 平成27年(2015年)4月1日   | 熊本県ひきこもり地域支援センターを設置       |

## 3 歴代所長

- |    |        |                |   |                |
|----|--------|----------------|---|----------------|
| 初代 | 藤田 英介  | 昭和47年(1972年)4月 | ～ | 昭和50年(1975年)3月 |
| 二代 | 有働 信昭  | 昭和50年(1975年)4月 | ～ | 昭和54年(1979年)3月 |
| 三代 | 南 龍一   | 昭和54年(1979年)4月 | ～ | 平成5年(1993年)3月  |
| 四代 | 児玉 修   | 平成5年(1993年)4月  | ～ | 平成9年(1997年)3月  |
| 五代 | 中田 榮治  | 平成9年(1997年)4月  | ～ | 平成12年(2000年)3月 |
| 六代 | 舩井 幸輔  | 平成12年(2000年)4月 | ～ | 平成15年(2003年)3月 |
| 七代 | 中島 央   | 平成15年(2003年)4月 | ～ | 平成24年(2012年)3月 |
| 八代 | 児玉 修   | 平成24年(2012年)4月 | ～ | 平成25年(2013年)3月 |
| 九代 | 山口 喜久雄 | 平成25年(2013年)4月 | ～ | 平成30年(2018年)3月 |
| 十代 | 富田 正徳  | 平成30年(2018年)4月 | ～ |                |

#### 4 施設の概要

- 位置 熊本市東区月出3丁目1番120号
- 名称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷地 4,440.37㎡
- 建物 (鉄筋コンクリート)

	本館		倉庫
1階	838.217㎡	1階	366.617㎡
2階	597.915㎡		
延	1436.132㎡	延	366.617㎡

電話 096-386-1255(業務用) 096-386-1258(手帳・自立用)  
 096-386-1166(相談用) 096-386-5310(精神医療審査会用)  
 FAX 096-386-1256  
 住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120  
 < ホームページ >  
 URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/>  
 メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

#### 5 職員の構成

令和2年(2020年)3月末現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	医療技術員	電話相談員	酒害相談員	ひきこもり支援 コーディネーター	計
職員(常勤)	1	4	2	2					9
非常勤職員	5	4	3	1	1	5	2	2	23
計	6	8	5	3	1	5	2	2	32

#### 6 歳入歳出決算状況

(1) 歳入

入	1,017,959 円
使用料及び手数料	182,646 円
諸収入	835,313 円

(2) 歳出

科目	決算額	内 訳			備考
		衛生費	民生費	総務費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費	総務費	
(目)		公衆衛生総務費他	障害者福祉費他	商工費 教育費	
(計)	40,968,181	40,839,445	125,295	3,441	
報酬	19,072,678	19,072,678			非常勤24名、委員13名分
共済費	1,940,173	1,940,173			非常勤7名分
報償費	10,419,630	10,419,630			研修会講師謝金、相談員等謝金、文書料
旅費	2,131,278	2,126,542	1,295	3,441	普通旅費及び費用弁償
需用費	3,820,091	3,714,591	105,500		庁舎維持費、消耗品等
役務費	982,070	963,570	18,500		電話代、郵便料等
委託料	2,082,122	2,082,122			庁舎管理業務等
使用料及び 賃借料	366,139	366,139			各種機器リース料・施設使用料、高速料
負担金、補助 及び交付金	154,000	154,000			熊本県精神科病院協会費等
公課費	0				

## 7 熊本県精神保健福祉センター条例(最終改正:平成20年(2008年)3月31日)

昭和46年(1971年)9月30日

熊本県条例第60号

### ○ 熊本県精神保健福祉センター条例

#### (設置)

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を熊本市に置く。

#### (組織)

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

#### (所長)

第3条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

#### (使用料)

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

#### (使用料の減免)

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

#### (雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

### <参考>

熊本県手数料条例(平成12年(2000年)3月23日公布、熊本県条例第9号)第2条に定める手数料の額

641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1通につき 790円

642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1通につき 630円

\*(令和元年(2019年)10月1日～)

## II センター業務概要

### 1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

#### 1 熊本県精神保健福祉審議会(所長は行政関係委員)

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	令和元年度(2019年度)は開催なし	(開催なし)	—

#### 2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度(1996年度)から検討が重ねられ、平成10年(1998年)1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年(2012年)9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会(現:熊本県精神科協会)に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度(1997年度)より設置。健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課所管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	令和元年度(2019年度)は開催なし	(開催なし)	—

## 2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

### ○ 活動実績

業務 事業名		技術指導・技術援助						
		個別ケース処遇				関係機関事業		
		来所 件数	電話等 件数	検討会 件数	アウトリーチ 件数	来所 件数	電話等 件数	出張分 件数
一般事業			15	1		2	11	
特定相談事業	思春期		3			1	3	2
	アルコール	4	10	5	1		27	4
薬物		1	12			1	7	10
ギャンブル			13				4	1
ゲーム			1				1	
社会復帰			3				3	66
心の健康づくり			23	1		3	14	9
老人精神保健			3				1	
ひきこもり		2	9	1		4	8	12
自殺関連			6			1	41	2
犯罪被害						1		0
災害						3	2	16
合計		7	98	8	1	16	122	122
		114				260		

### 1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助(来所、電話等、事例検討会、アウトリーチ)

関係機関の個別のケースについて、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(個別ケース分) (延件数)													
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康 づくり	老人 精神保健	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	1	1	10	1	2			4			1			20
市町村	5	1	6	2	6	1	2	12	1	7	2			45
福祉事務所					2									2
医療施設	3	1		1			1	2	1		1			10
老人関係施設	1								1					2
社会復帰施設			1	2										3
社会福祉施設								1						1
教育関係機関											1			1
その他	6		3	7	3			5		5	1			30
計	16	3	20	13	13	1	3	24	3	12	6	0	0	114

## 2 関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)(来所、電話等分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、関係機関の職員がセンターに来所又は電話等での相談に対し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分) (延件数)													計
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	
保健所			4	1				2		1	23			31
市町村	1	2	6	1	1		1	8		1	14			35
福祉事務所			1					1						2
医療施設	3	1	4								1			9
老人関係施設														0
社会復帰施設								1						1
社会福祉施設	1													1
教育関係機関	5			1						1	1		1	9
その他	4	1	12	5	2	1	1	6	1	9	3	1	4	50
計	14	4	27	8	3	1	2	18	1	12	42	1	5	138

## 3 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分) (延件数)													計
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	
保健所			1				64	1					1	67
市町村			1					3			1		15	20
福祉事務所			1											1
医療施設														0
老人関係施設			1											1
社会復帰施設														0
社会福祉施設										1				1
教育関係機関		1												1
その他		1		10	1		2	5		11	1			31
計	0	2	4	10	1	0	66	9	0	12	2	0	16	122



### 3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

#### ○ 活動実績

		研修会(講習会) ※対象者毎集計		
		件数(回)	延日数	延参加者数
一般事業				
特定相談事業	思春期	1	1	352
	アルコール	13	13	411
薬物				
ギャンブル				
社会復帰		14	14	251
心の健康づくり		7	21	218
老人精神保健				
ひきこもり		9	9	433
自殺関連		10	10	177
犯罪被害				
災害		8	9	487
合計		62	77	2,329

#### 1 地域精神保健福祉対策研修

(1)地域精神保健福祉担当者研修会 ※内容・講師は、4カ所とも同様

期 日	参加人数	内 容	講 師
6月26日(水) 熊本県庁	68名	1 精神疾患の特徴と治療	1 熊本県精神保健福祉センター 所長 富田 正徳
7月2日(火) 菊池地域振興局	34名	2 ひきこもり体験をとおして支援者に伝えたいこと・ひきこもり地域支援センターの紹介	2 ひきこもり体験者 ひきこもり支援コーディネーター
7月15日(月) 八代地域振興局	53名	3 熊本地震後のこころのケアと課題	3 熊本こころのケアセンター 所長 矢田部 裕介
7月24日(月) 天草地域振興局	24名	4 依存症を理解する ～依存症回復の体験をとおして～	4 NPO 法人どんぐり 代表 松永 佳子
	計 179名	5 家族支援について	5 熊本県依存症専門相談員 菊陽病院 PSW 村上 幸大
		6 発達障がい者に理解と対応について	6 熊本県北部発達障がい支援センター 「わっふる」 熊本県南部発達障がい支援センター 「わるつ」
		7 事例から学ぶ対応の仕方について 6人程度のグループに分かれ 4 事例について検討する	7 精神保健福祉センター職員 助言 所長 富田 正徳 進行 主幹 宮本 靖子

## 2 地域精神保健福祉専門技術研修（本項目については、14 熊本地震被災者支援事業に掲載）

災害時のこころのケア研修会：災害時に支援者が住民のこころのケアに適切に対応するため実施

## 3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健対策専門研修会（「11 思春期精神保健対策事業」の項に掲載）

毎年、学校が夏休みの期間に県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催しています。令和元年度（2019年度）は8月5日（月）に開催し、参加者は352名でした。

(2) ひきこもり対策研修

\* 詳細は、「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

(3) 措置入院者退院支援事業研修

保健所保健師が、精神障がい者の障害特性を理解し実践能力を身につけ、措置入院者への地域定着に向けた支援ができるよう知識と技術の向上を図る。

期 日	内 容	参加者
7月31日(水)	内容：「精神科医療の急性期治療～措置入院者の事例を通して～ 講師：精神保健福祉センター所長 富田 正徳	12
8月28日(水)	内容：統合失調症の最新治療について 講師：熊本県こころのケアセンター所長 矢田部 裕介 患者理解：幻聴幻覚体験（バーチャル体験演習） 協力：ヤンセンファーマ	17
11月20日(水)～21日(木) 11月27日(水)～28日(木) 12月18日(水)～19日(木)	菊陽病院研修（急性期病棟、隔離 OT、その他の施設、デイケア、外来など）	13
12月25日(水)	内容：措置入院に係る事前調査の方法を学ぶ	11
1月29日(水)	内容：退院後支援事業事例報告（6 保健所から報告）	12

(4) 依存症の治療に関わっているスタッフミーティング（開催場所：精神保健福祉センター）

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等のスタッフや他の関係機関スタッフを対象に開催しています。

各医療機関の治療状況や取組みなどの情報提供、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっています。

期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
4月11日(木)	精神保健福祉センター	関係機関の取組み紹介 「県アルコール対策推進計画の概要」障がい者支援課 「熊本市の依存症対策」熊本市こころの健康センター 「依存症専門相談員の活動」精神保健福祉センター	58
6月13日(木)	明生病院	「明生式！スタッフスキルアップ研修」 「事例から学ぶアルコール依存症の対応」	51
8月8日(木)	菊陽病院	「地域で長く～病棟看護師が行く。訪問看護の意味～」 「体験型！CSTの取組み紹介」	44
10月10日(木)	八代更生病院	「八代更病院におけるOTでのARP」 「八代断酒会による体験談」	53
2月13日(木)	向陽台病院	「向陽台病院のアルコール依存治療の実際」 「SMARPP導入の経緯と熊本DARCとの連携」 「次年度運用予定のゲーム依存プログラムの紹介」	47
計			253

#### 4 普及啓発研修

##### (1) 自殺対策支援者研修会

期 日	会 場	内 容	参加人数
7月1日(月)	嘉島町民会館	○市町村自殺対策企画研修会 * 講師 ヘルスプロモーション推進センター 岩室 紳也氏	37

##### (2) 自殺対策関係講話

期 日	開 催 場 所	参加人数
10月23日(水)	熊本県立南稜高校 対象: 県立学校の担当教職員・近隣中学校の担当教職員等	74
12月4日(水)	有明広域消防本部職員研修会 対象: 有明広域消防本部職員	約60名
1月16日(木)	熊本県立大学 対象: 地域福祉論 選択者(大学3年生)	約100名
1月23日(木)	熊本県立大学 対象: 地域福祉論 選択者(大学3年生)	約100名

##### (3) 自死遺族支援に関する研修会及び交流会

期 日	会 場	内 容	参加人数
10月25日(金)	山崎記念館研修ホール	○自死遺族支援者研修会 * 講師 はつかいち法律事務所 弁護士 佃 祐世氏	30
10月26日(土)	山崎記念館研修ホール	○自死遺族交流会 御遺族の語り(佃 祐世氏)	12

##### (3) ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、研修会を実施しました。(5.5 時間コース 110 名を養成)

###### ①ゲートキーパー養成研修(5・5 時間コース)

期 日	開 催 場 所	参加人数
9月9日(月)	上益城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 上益城地域振興局	28
9月17日(火)	水俣芦北地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 水俣保健所	15
9月20日(金)	阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 一の宮保健センター	13
10月1日(火)	宇城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 宇城保健所	15

11月19日(火)	菊池地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 菊池保健所	7
1月24日(火)	有明地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 有明地域振興局	17
2月7日(金)	山鹿城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 山鹿健康福祉センター	16

### ③ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、今後講師として活動できる人材養成として、講師養成研修を開催しました。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
10月11日(金)	希望ヶ丘病院 小柳 勇人 氏 益城病院 大宮 理絵 氏 精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	8
12月16日(月)	希望ヶ丘病院 小柳 勇人 氏 益城病院 大宮 理絵 氏 精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	21

### (7)職場のメンタルヘルス研修会

地域、職場、家庭におけるメンタルヘルスの重要性について認識を深め、こころの健康づくりの向上を図ることを目的として、公共社団法人熊本県精神保健福祉協会と共催により開催しました。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
8月29日(木)	くまもと県民交流館パレア 9階 会議室1	○令和元年度(2019年度)職場のメンタルヘルス研修会(パートⅠ) *講師 カウンセリングオフィス・KMJメンタルアシスト代表 臨床心理士 松下 弘子 氏 *講師 熊本県精神保健福祉センター 所長 富田 正徳 氏	64
11月21日(木)	熊本県医師会館 6階 大広間	○令和元年度(2019年度)職場のメンタルヘルス研修会(パートⅡ) *講師 カウンセリングオフィス・KMJメンタルアシスト代表 臨床心理士 松下 弘子 氏 *講師 希望ヶ丘病院 病院長 松本 武士 氏	48

## 4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識や精神障害者の権利擁護等について、様々な媒体を通して普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

### ○ 活動実績

事業名	業務	普及啓発 (講演会・座談会等)		
		延件数	延日数	延参加者数
一般事業				
思春期				
アルコール・薬物依存		20	20	130
アルコール・薬物・ギャンブル		28	28	116
社会復帰				
こころの健康づくり		11	11	16
老人精神保健				
ひきこもり		62	62	689
自殺関連		12	12	68
犯罪被害				
災害				
合計		133	133	1,019

### 1 普及啓発

精神障害者(家族)に対する教室等(開催場所:精神保健福祉センター、各保健所)

事業名	対象	期日	参加人数	啓発等内容
依存症家族ミーティング (地域版含む)				「アルコール関連問題対策事業」の項に詳細を掲示
依存症回復支援プログラム「KUMARPP (クマーブ)」				「薬物関連問題対策事業」の項に詳細を掲示
自死遺族グループミーティング「かたらんね」 *の開催日は地域版として各保健所にて 開催	自死遺族	5月23日 6月27日* 7月25日 8月22日* 9月26日 10月24日* 11月28日 12月12日* 1月23日 2月27日* 3月26日	3 0 7 0 4 1 3 1 5 2 中止	交流会
自死遺族講演会				「自死遺族支援に関する研修会及び交流会」の項に詳細を掲示
ひきこもり本人の集い ひきこもり家族セミナー				「ひきこもり地域支援センター事業」の項に詳細を掲示

## 2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料	
1	5月	アルコール問題啓発チラシ	増刷
2	10月	「知っておきたい大人の発達障害」	配布
3	10月	「依存症対策ガイドブック」	配布
4	1月	自殺予防のためのリーフレット「つなぐ+KUMAMOTO」	増刷
5	3月	薬物依存症関連図書「もしもあなたの大切な人が薬物を使ったら…」	配布
6	3月	ひきこもり相談窓口周知のためのポスター。チラシ	新規
7	3月	ひきこもり理解のためのリーフレット「ひきこもりとは？」	増刷

## 3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期日	主催	名称	会場	参加人数
10月18日(金)	精神保健福祉協会	第57回熊本県精神保健福祉大会	山鹿市民交流センター	350

## 4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。  
平成31年度(2019年度)の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種目	利用件数(延べ)
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	4件
	アルコール関係	9件
	老人保健福祉関係	一件
	思春期保健福祉関係	一件
	薬物保健福祉関係	一件
	計	13件

## 5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っていますが、このような複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は大きく来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、対応するよう努めています。その他、訪問指導や当事者の集いの場の提供を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

### 1 相談等の概要

#### (1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員（精神科医師、心理職）で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

#### (2) 電話相談体制

5 人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理しています。そのほか、職員も対応しています。（受付時間は 9 時から 16 時まで）

### 2 相談等の実人員について（厚生労働省報告例による）

#### (1) 来所・電話の相談件数

	来所	電話
	延件数	延件数
1 老人精神保健	3	45
2 社会復帰	16	99
3 アルコール	23	126
4 薬物	29	232
5 ギャンブル	29	80
6 ゲーム	10	11
7 思春期	28	89
8 心の健康づくり	89	1,338
9 うつ・うつ状態	11	1,065
10 摂食障害	4	6
11 てんかん	0	1
12 その他	77	2,271
計	319	5,363

#### (2) 来所相談の状況

##### ○ 月別の相談状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	25	11	19	13	5	12	6	20	18	13	6	16	164
延件数	31	27	34	27	21	28	19	32	32	22	21	25	319

##### ○ 男女別の相談状況

	一般	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	こころの健康づくり	老人精神保健	うつうつ状態	摂食障害	てんかん	計
男	57	15	17	16	26	7	9	54	2	4	0	0	207
女	20	13	6	13	3	3	7	35	1	7	4	0	112

○ 相談者の年齢状況(実人数)

	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	5	18	29	27	14	11	1	105
女	6	12	11	12	7	7	4	59
計	11	30	40	39	21	18	5	164

○ 相談者の住所地(実人数)※管轄する保健所ごとに分類

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	19	8	5	23	6	17	9	2	3	1	7	4	1	105
女	20	3	1	10	3	7	2	4	1	1	4	3	0	59
計	39	11	6	33	9	24	11	6	4	2	11	7	1	164

(3)電話相談の状況

○ 男女別の相談数(延べ数)

男	女	不詳	計
2,814	2,542	7	5,363

○ 月別の相談状況(延べ数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	173	100	110	111	100	93	99	106	101	99	93	110	1,295
継続	264	320	367	407	359	348	349	322	314	316	323	379	4,068
計	437	420	477	518	459	441	448	428	415	415	416	489	5,363

○ 新規相談:相談者の年齢状況

	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	46	70	72	87	39	55	170	539
女	40	52	84	65	55	58	208	562
不詳	1	1	0	1	0	0	4	7
計	87	123	156	153	94	113	382	1,108



## 6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

### ○ 活動実績

	組織育成					計
	患者会	家族会	依存症の自助団体 回復施設	職親会	その他	
支援件数	53	2	12	0	0	67

事業名	業務	組織育成 (支援)	参加者数
		延件数	
一般事業			
特定相談 事業	思春期		
	アルコール	29	1,256
薬物		1	30
ギャンブル		1	100
社会復帰			
こころの健康づくり			
ひきこもり		36	51
災害			
合計		67	1,437

※アディクションフォーラムに関してはアルコールに計上

### 1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年(1971年)9月に5つの病院家族会から出発しました。平成2年(1990年)7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。さらに、平成25年(2013年)4月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会 連合会	令和元年(2019年) 10月4日(金)	第49回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	400人
2	精神障害者福祉会 連合会	令和元年度(2019 年度)は開催なし	(開催なし)		

### 2 当事者及び家族グループ

#### (1)断酒会・AA

熊本県断酒友の会は、アルコール依存症者とその家族で構成されている自助グループです。13か所の支部で、支部月例会、夜間例会、家族例会が開催されています。当センターでは、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣し、事業協力することを通して断酒会などの育成援助を行っています。

AA(アルコールクス・アノニマス)は、県下に6グループ(8会場)あり、アルコールを必要としない生活を送るためのミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知したり、講師派遣をするなど、組織の育成援助を行っています。平成30年(2018年)10月より、家族(アラノン)のミーティング(1会場)は休止中です。

#### (2)薬物依存症

NA(ナルコティクス・アノニマス)は、1会場でミーティングが開かれています。また、家族(ナラノン)のミーティング(1会場)も開かれています。

#### (3)ギャンブル依存症

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)は、県下に3グループ(7会場)あり、ミーティングが開かれています。また、家族(ギャマン)のミーティング(1会場)も開かれています。

#### ○断酒会・AA・NA・GA等の育成・支援

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育 成 ・ 支 援 内 容	参 加 者 数
1	N P O 法人断酒友の会 会家族会 (みのり)	4月 7日(日)	断酒会みのりの会研修会	関係者として出席	18
2	ダルク家族会	5月19日(日)	令和元年度熊本ダルク家族会 研修会	関係者として出席	30
3	N P O 法人熊本県断 酒友の会	6月 9日(日)	アルコール健康障害対策・一般 市民公開セミナー	関係者として出席	200
4	A A 熊本地区グルー プ	6月21日(金)	AA九州・沖縄地区ラウンドア ップin熊本	関係者として出席 挨拶・講話	260
5	G A 熊本	7月 7日(日)	G A 熊本20周年オープン・ス ピーカズ・ミーティング	関係者として出席	100
6	全国断酒連盟	11月 2日(土)	第17回九州ブロック(熊本)断 酒研修会	関係者として出席 挨拶	117
7	県断酒友の会	12月22日(日)	熊本県断酒友の会・こころの医 療センター忘年合同断酒会	関係者として出席	60

#### (4)DV被害者(女性)グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを開催しています。

当事者が自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士・保健師がファシリテーターを務めています。令和元年度(2019年度)の参加者総数は、延16名でした。

#### (5)ひきこもり本人の自助グループ

ひきこもり地域支援センターのひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース CoCo”の参加者を対象に、自助グループ活動の場を提供しています。

### 3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所でボランティア活動が展開されています。

### 4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

## 5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール 関連問題学会	6月12日(水)	理事会	事務局補佐	34
		11月16日(土)	第35回熊本アルコール関連問題学会	事務局補佐	95
2	熊本DARC	2月13日(木)	熊本DARC理事会	会議出席	12
3	熊本アディクシ ョンフォーラム	5月10日(金)	実行委員会	委員会出席	23
		6月 7日(金)	実行委員会	委員会出席	19
		7月 5日(金)	実行委員会	委員会出席	20
		8月 2日(金)	実行委員会	委員会出席	22
		9月20日(金)	実行委員会	委員会出席	23
		10月 6日(日)	第18回熊本アディクシ ョンフォーラム	会場運営補佐	300
4	熊本精神科リハ ビリテーション 研究会	11月 8日(金)	反省会	反省会出席	19
		5月 8日(水)	運営委員会	事務局補佐	13
		6月13日(木)	運営委員会	事務局補佐	9
		6月13日(木)	理事会	事務局補佐	18
		10月 3日(金)	運営委員会	事務局補佐	10
11月 9日(土)	第36回熊本精神科リハ ビリテーション 研究会	事務局補佐	82		

## 7 依存症対策関連事業

### 1 依存症専門相談員事業

本県では、平成28年(2016年)熊本地震の影響から被災者の飲酒リスクが高まることが懸念されていることから、平成29年(2017年)11月より依存症専門相談支援事業を開始しました。平成30年度(2018年度)からは依存症専門相談員を増員し、アルコールに留まらず薬物、ギャンブル、ネット、ゲーム、買い物依存にも相談対応しています。依存症専門相談員は、依存症を専門とする医療機関の精神保健福祉士や看護師、熊本ダルク、熊本クレ・サラ被害をなくす会から派遣していただいています。経験豊富な支援を提供できるだけでなく、各機関との連携をより深めることができます。

### 2 電話相談・来所相談

専門の相談は、精神科医、保健師、公認心理師、依存症専門相談員などが対応。センター職員だけでなく、嘱託の精神科医や依存症専門相談員が相談を受けることで、薬物、アルコール、ギャンブル、ゲームなどの様々な相談を受けることができ、必要に応じて医療機関、社会資源に繋いでいきます。

#### ①アルコール関連問題相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	16	8	12	5	9	7	6	8	13	20	6	11	121
来所相談	2	1	1	1	3	1	0	3	4	4	1	2	23
合計	18	9	13	6	12	8	6	11	17	24	7	13	144

#### ②薬物関連問題相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	14	23	18	25	11	5	7	8	20	8	4	17	160
来所相談	2	3	3	4	2	3	1	3	4	1	2	2	30
Mail・手紙	1	0	0	0	3	0	2	1	1	0	0	1	9
合計	17	26	21	29	16	8	10	12	25	9	6	20	199

#### ③ギャンブル関連問題相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	10	7	14	11	8	3	9	9	8	10	9	7	105
来所相談	4	2	4	6	1	1	1	4	1	5	2	4	35
Mail・手紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4
合計	14	9	18	17	9	4	10	13	9	15	14	12	144

#### ④ネット依存(ゲーム)問題関連相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	2	2	2	3	1	0	1	2	0	0	0	5	18
来所相談	0	3	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	8
合計	2	5	3	4	2	1	1	3	0	0	0	5	26

### 3 依存症回復支援プログラム(KUMARPP)

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元にテキスト「KUMARPP」を作成し、月2回(20回)実施しました。延べ参加者数は130名でした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	10	10	13	10	10	16	8	17	15	17	4	中止	130

### 4 依存症家族ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関して、まず家族が正しい知識を持つこと、家族同士が苦労や悩みを語ることにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年(1992年)1月からアルコール家族教室を開催してきました。

平成6年度(1994年度)からは名称をアルコール家族ミーティングに変更し、自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後を開催しています。

平成23年度(2011年度)より、名称を依存症家族ミーティングに変更し、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族も対象に拡大しました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アルコール	2	2	2	0	0	0	2	2	3	1	0	中止	14
薬物	4	2	4	1	4	2	5	1	2	4	3		32
ギャンブル	0	0	0	0	2	0	2	1	1	2	1		9
ネット・ゲーム	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		2
合計	6	4	6	1	6	2	9	4	7	8	4	0	57

### 5 依存症家族支援プログラム(KUMAFT)

平成29年度(2017年度)から、依存症家族支援プログラムを開始しました。アルコールの他、薬物・ギャンブル等、依存症問題を抱える方のご家族のためのプログラムです。依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションやご家族にできる対応などについて学び、実践するグループです。1クール6回を年2クール開催し、9名のご家族(述べ44名)が参加されました。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	計
第1クール	3	2	3	2	3	3	16
第2クール	5	6	4	5	4	4	28

### 6 地域版依存症家族ミーティング

当センターへの来所相談が困難な遠隔地を対象に、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の家族支援を目的として、4保健所にて計5回開催し、12名の方が参加されました。

	開催日	開催場所	参加人数
1	6月27日(木)	八代保健所	1
2	8月22日(木)	有明保健所	1
3	10月24日(木)	人吉保健所	0
4	12月12日(木)	八代保健所	5
5	2月27日(木)	天草保健所	5

## 7 酒害相談員活動

昭和50年(1975年度)から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。令和元年度(2019年度)は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い、派遣を実施しました。

### ○各病院 院内ミーティング等の育成の援助

	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	くまもと心療病院	2	アルコール依存症院内ミーティング	6
2	明生病院	1	〃	11
3	菊池有働病院	2	〃	8
4	城ヶ崎病院	1	〃	9
5	向陽台病院	1	〃	9
6	あおば病院	2	〃	6
7	酒井病院	1	〃	9
8	吉田病院	2	〃	40
	合計	12	合計	98

## 8 依存症の治療に関わるスタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。令和元年度(2019年度)は253名の参加がありました。

## 9 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所との連携を強化しました。具体的には、熊本保護観察所の事業への協力等を行いました。

期 日	内 容	参加人数
5月10日(金)	薬物依存のある保護観察対象者などに対する地域支援に関する連絡協議会(関係機関として出席)	26
6月11日(金)	矯正施設に収容されている方の引受人会第1回(講師として出席)	25
7月12日(金)	医療観察制度運営連絡協議会	30
8月28日(水)	医療観察法	14
10月11日(金)	矯正施設に収容されている方の引受人会第2回(講師として出席)	20
1月17日(木)	矯正施設に収容されている方の引受人会第3回(講師として出席)	30

## 10 普及啓発事業

### 依存症支援者研修会

依存症に関する知識の普及を目的に、支援者を対象とした「依存症支援者研修会」を開催しました。

期日・場所	内容	参加人数
9月17日(火) 県立大学 大ホール	<b>【午前】</b> 「回避が作るこだわりと依存症 ーひきこもり予防のための動機づけ面接を 用いた親指導の例ー」 BTCセンター東京/なごや/京都ここてまる専門行動療法士 岡嶋 美代 氏 <b>【午後】</b> 「10分で出来る！節酒指導～応用編・事例検討編～」 肥前精神医療センター 精神科医 福田 貴博 氏	152名

## 8 DV対策支援事業

精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために(1)DV被害者のカウンセリング及び(2)DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで(3)DV加害者相談を行っています。

### 1 事業の内容

#### (1)DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取り戻し、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

#### (2)DV被害者グループミーティング

平成16年(2004年)4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じですが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

#### (3)DV加害者相談

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、臨床心理士が加害者からの相談に対応しています。また、民間団体の行う加害者プログラムの紹介も行っています。

### 2 事業の実績

#### (1)DV関係精神保健相談

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
来所相談	被害者	新規	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	6	
		継続	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	12
		小計	2	1	2	1	1	2	1	1	1	3	1	0	3	18
	加害者	新規	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		継続	3	2	2	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0	15
		小計	3	2	2	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	16
来所合計			5	3	4	5	3	4	2	1	3	1	0	3	34	

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
電話相談	被害者	新規	1	2	2	0	1	4	1	0	1	1	1	1	15	
		継続	2	2	2	1	6	0	0	7	0	0	0	0	1	21
		小計	3	4	4	1	7	4	1	7	1	1	1	1	2	36
	加害者	新規	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
		継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
電話合計			3	4	4	1	8	4	1	7	1	1	2	2	38	

#### (2)DV被害者グループミーティング(月別参加者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	3	2	1	2	0	1	2	0	2	2	1	中止	16



## 9 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年(1980年)から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

### 1 事業の内容

令和元年度(2019年度)の事業は次のとおりです。

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設

### 2 事業の実績

(1) 思春期精神保健対策専門研修会(医療・保健・福祉・教育関係者対象)

県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できる内容で企画し、参加者は352名でした。

期日・場所	内容	参加人数
8月5日(月) くまもと交流館 パレア パレアホール	【午前】講演 「当時の児童思春期病棟の傾向～愛着の観点から」 希望ヶ丘病院院長 松本 武士 氏  【午後】シンポジウム 基調講演 「人はなぜ依存症になるのか～自己治癒仮説と自傷行為～」 国立精神・神経医療センター 薬物依存研究部部会 松本 俊彦 氏	352名

(2) 思春期精神保健相談(再掲)

令和元年度(2019年度)も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、ゲーム依存、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。相談件数は下表のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所相談	2	0	2	1	1	5	1	3	6	1	3	3	28
電話相談	5	7	4	6	7	11	10	4	12	9	9	10	94
合計	7	7	6	7	8	16	11	7	18	10	12	13	112

## 10 自殺対策推進事業

全国の自殺者が平成23年(2011年)には14年連続で3万人を超える状態が続くなど、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景(年齢層、性別、産業構造等)に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成19年度(2007年度)から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成21年度(2009年度)から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。さらに平成26年度(2014年度)からは地域における自殺対策の企画研修も実施しています。

また、平成25年度(2013年度)からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携を行い、途切れない支援を行えるよう臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

なお、基金事業は平成26年度(2014年度)で終了し、平成27年度(2015年度)からは新たな補助金を活用して、事業を継続して実施しています。

### 1 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会(「教育研修」の項に詳細を掲載)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しています。

### 2 自死遺族グループミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲載)

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度(2008年度)から奇数月の第4木曜日に開催しています。また、平成27年度(2015年度)から、偶数月の第4木曜日は「地域版ミーティング」として県内各保健所で開催しています。

### 3 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の公認心理師が相談にあたっています。  
(毎月第2木曜日、偶数月第4木曜日)

### 4 九州沖縄一斉電話相談

9月9日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通の相談期間を設け、相談時間を延長し、午前9時から午後7時の電話相談を実施しました。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となりました。  
(相談件数 130 件)

### 5 ゲートキーパー養成研修(「教育研修」の項に詳細を掲載)

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しました。

## 11 精神医療審査会

平成14年度(2002年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成24年度(2012年度)からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、措置入院者の一部を除き、熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

### 1 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	3	6	4	2	4	6	3	4	1	0	11	2	46
医療保護入院者の定期病状報告書	128	100	195	121	86	162	82	161	97	98	153	143	1,526
医療保護入院者の入院届	194	162	284	201	142	216	182	221	141	158	217	216	2,334
合計(審査件数)	325	268	483	324	232	384	267	386	239	256	381	361	3,906

### 2 退院請求等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
退院請求のみ	審査	2	2	1	1	1		2	1	2	1	1	2	16
	取下			1	1	1		1	1					5
退院請求及び 処遇改善請求	審査					1	1		1		1			4
	取下													0
処遇改善請求	審査				1						1			2
	取下													0
合計	審査	2	2	1	2	1	1	3	1	3	1	3	2	22
	取下	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	5

## 12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度(2002年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、自立支援医療費(精神通院)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。(月2回の開催)

### ○ 判定件数

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療申請	2,549	1,264	2,204	1,608	1,505	1,807	1,314	1,823	1,560	1,105	2,173	1,773	20,685
精神障害者保健福祉手帳	551	360	437	515	398	438	451	253	499	352	417	454	5,125

## 13 ひきこもり地域支援センター事業

平成12年度(2000年度)より、ひきこもり対策事業に取り組んでいますが、平成27年(2015年)4月からは、精神保健福祉センター内に設置された「熊本県ひきこもり地域支援センター“ゆるここ”」で、ひきこもりに悩んでいる当事者やご家族からの相談に対応しています(専用の相談電話の設置、専属のひきこもり支援コーディネーター2名、兼務の臨床心理士1名を配置)。

支援の対象は、ひきこもり状態の主な要因が精神疾患ではなく、家族以外との交流を長く避けている本人及び家族、その支援者の方々と、原則熊本市外に在住の概ね18歳以上の方です。

### 1 相談支援

#### (1)対面相談(来所、訪問、同行)

##### ○総件数

	男	女	不詳	合計
延数	182	79	0	261
実数	68	26	0	94

##### ○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	合計
延数	156	101	4	261
実数	39	53	2	94

#### (2)電話相談(手紙での対応を含む)

##### ○総件数

	男	女	不詳	合計
延数	540	153	19	712
実数	158	61	19	238

##### ○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	合計
延数	254	307	151	712
実数	40	151	47	238

#### (3)年代の内訳(実数)

10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不詳	合計
12	60	68	46	13	5	46	250

#### (4)その他の機関からの相談(対象者のないもの)

電話	来所
54	2

### (5) 居住地の内訳(実数)

保健所	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	人吉	水俣	天草	保健所 圏域計
計	20	7	49	13	18	27	16	21	14	11	196

熊本市内	熊本県外	不詳	総計
34	4	16	250

## 2 出張相談会の開催

来所が困難な相談者に対し地域での相談会を実施するとともに、各市町村の相談窓口との連携を図り、相談者が身近な地域でサポートが受けられる体制作りを目指しています。

令和元年度は20回の相談会を計画し、そのうち14回で相談対応を行いました。

	日程	地域		日程	地域
1	7月5日(金)	荒尾・玉名	11	6月7日(金)	宇土・宇城
2	10月25日(金)		12	10月4日(金)	
3	6月28日(金)	山鹿	13	9月4日(水)	八代
4	10月11日(金)		14	2月7日(金)	
5	7月26日(金)	阿蘇	15	6月5日(月)	人吉・球磨
6	11月22日(金)		16	10月18日(月)	
7	9月18日(水)	菊池	17	7月19日(金)	水俣・芦北
8	2月14日(金)		18	11月29日(金)	
9	7月12日(金)	上益城	19	7月23日(火)	天草・上天草
10	12月6日(金)		20	11月1日(金)	

## 3 本人の集い

### (1) 本人の集い「ゆるっとスペース“CoCo”」(通称:ゆるCoCo)

外出できるようになった本人の居場所として、他者との交流を図る場を設けています。

毎週金曜日開催の全ての方を対象にしているものと、毎月1回水曜日開催の女性を対象にしたものがあり、いずれも13時30分から行っています。

\* 令和元年度(2019年度)3月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためプログラムを中止したため、回数、延べ人数ともに例年よりも少なくなっています。

人数	男	女		合計		総計 全体
		金曜	水曜	金曜	水曜	
延べ	339	81	59	420	59	479
実	21	4	8	25	8	29

	開催日数	平均参加者数
金曜日	44日	9.5名
水曜日	11日	5.4名

利用者年代	20代	30代	40代	50代	合計
実人数	8	11	9	1	29

## (2)スペース開放(月曜グループ)

ゆるCoCo利用者を対象に、毎週月曜日(休日の場合は翌日)14時からゆるCoCoの部屋を開放しています。

人数	男	女	合計
延べ	50	1	51
実	10	1	11

開放日数	平均利用者数
52日	1人

## 4 家族セミナー

家族が孤立するのを防ぎ、悩みを共有したり対応を学ぶ場を設けています。6回開催、延べ62人参加。

令和元年度 開催日	内 容	参加人数
第1回 4月17日(水)	「ひきこもり状態を理解する」	9
第2回 6月19日(水)	「よりよいコミュニケーションとは」	12
第3回 8月21日(水)	「家族の健康～セルフケアについて～」	8
第4回 10月16日(水)	「家族全員の将来のために～ライフプランについて～」	11
第5回 12月18日(水)	「本人を支える家族のかかわり」	9
第6回 2月19日(水)	「当事者の声」 ※本人の参加も可	13

## 5 一般及び支援者向け講演会・研修会

「私たちができること～生きづらさがあってもなくても安心して暮らすために～」(参加者148人)

開催日: 令和元年(2019年)12月11日(水)午前

講師: 勝部 麗子 氏(豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

場 所: くまもと県民交流館 パレア

## 6 支援者向け研修会

### ① 令和元年度熊本県ひきこもり支援者県南ブロック研修会

開催日 令和元年(2019年)9月4日(水)午後

ファシリテーター: 当センター職員

場 所: 八代保健所会議室

### ② 令和元年度熊本県ひきこもり支援者県南ブロック研修会

開催日 令和元年(2019年)9月18日(水)午前

ファシリテーター: 当センター職員

場 所: 菊池地域振興局大会議室

### ③ 「ひとりぼっちをつくらない…8050問題を中心に～豊中のCSWの実践から～」(参加者93名)

開催日 令和元年(2019年)12月11日(水)午後

講師: 勝部 麗子 氏(豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

場 所: くまもと県民交流館 パレア

## 7 研修講師

当センターや他機関が開催する研修会において講師としてひきこもり地域支援センターの取り組みや支援に関する話をする事により、啓発や支援者養成に寄与するとともに、関係機関との連携を図っています。

### 主な派遣先

日付	内容	場所	参加者数
8月 2日	熊本きぼう福祉センター家族会第2回定例会	熊本きぼう福祉センター	20
8月28日	女性相談員等研修会	熊本県福祉総合相談所	26
9月 5日	県南地域相談支援事業所連絡協議会	錦町役場	40
9月24日	熊本学園大学水俣学研究センター 第16期公開講座	水俣市民会館	45
9月25日	八代市社会福祉協議会ひなたでカフェ 9月例会	イオンモール八代内 ふれあいサロン	10
10月10日	氷川町民生委員児童委員研修会	氷川町公民館	45
2月18日	ひきこもり理解の研修会	サテライトしらぬい	25

## 8 ひきこもりピアサポーター活動

平成27年度(2015年度)から、「ひきこもり本人の集い」利用者を対象に、①体験発表②居場所運営サポート③面談・訪問支援などのピアサポート活動に関心がある方をピアサポーターとして養成しており、当センター主催の研修の他、県内各地から依頼があった関係事業へ派遣を行い、主に体験発表を通しての啓発活動を行っています。

令和元年度(2019年度)も延べ17人の方が活動を行いました。

### (1)体験発表による啓発活動

日時	行事名	主催(会場)	派遣人数
5月 5日	地域精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉センター (熊本県庁)	1
5月23日		熊本県精神保健福祉センター (菊池地域振興局)	1
6月 4日		精神保健福祉センター (八代地域振興局)	1
6月 7日		精神保健福祉センター (天草地域振興局)	1
8月28日	福祉総合相談所女性相談員等研修	福祉総合相談所	1
9月25日	八代市ひきこもり家族会ひなたでカフェ 9月例会	八代市社会福祉協外界 (イオンモール八代内ふれあいサロン)	1
9月26日	法務局職員研修	熊本地方法務局	1
12月 7日	令和元年度第2回 熊本県市町村保健師協議会研修	熊本県市町村保健師協議会 (熊本県立大学)	1
2月19日	ひきこもり家族セミナー	ひきこもり地域支援センターゆるここ (精神保健福祉センター)	2
2月26日	九州看護大学視察	精神保健福祉センター	1
3月 3日	熊本市医師会看護学校視察研修	精神保健福祉センター	1



## (2)個別面談対応

本人に対する個別面談を4回、家族に対する個別面談を1回、合計延べ5人のピアサポーターが活動しました。

## 9 啓発・情報発信

- (1)ホームページでの情報発信
- (2)市町村広報
- (3)各種研修会等での業務説明・リーフレット配布
- (4)新聞、テレビなどのメディア活用

## 14 熊本地震被災者支援事業

平成28年(2016年)4月14日の前震(震度7M6.5), 4月16日の本震(震度7M7.3)の大規模災害(熊本地震)が2回あり、甚大な災害が起きました。当センターでは、災害ストレスにより新たに惹起された精神的問題を抱える住民への対応に追われましたが、平成28年(2016年)10月に熊本こころのケアセンターが開設された以降は、災害被災者の直接的な相談支援は減少しました。平成30年度(2018年度)は熊本こころのケアセンターと協働した活動となりました。

### 1 技術支援

#### (1) 個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	合計
0	0	0	0	0

#### (2) 関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)

来所	電話	検討会	合計
3	2	0	5

#### (3) 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

保健所	市町村	医療機関	その他	合計
1	15	0	0	16

### 2 災害対応人材育成

被災地市町村職員、支え合い支援センター職員など災害支援を行う人材育成研修会を開催しました。

月日	場所	内容	参加者数
① 6月26日(水)	① 熊本県庁	地域精神保健福祉担当者研修会 「熊本地震後のこころのケアと課題」 熊本こころのケアセンター 所長 矢田部 裕介	① 68
② 7月2日(火)	② 菊池地域振興局		② 34
③ 7月15日(月)	③ 八代地域振興局		③ 53
④ 7月24日(月)	④ 天草地域振興局		④ 24
			計 179名
8月27日	精神保健福祉センター	熊本地震のこころのケアについて	29
10月30日	ウエルパル熊本	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	96
11月14日	熊本パレアホール	災害復興期のこころのケア研修会	145
12月4・5日	熊本パレアホール	サイコロジカル・リカバリースキル(SPR)講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	38

### 3 こころのケアセンターとの協働業務

市町村巡回による意見交換会

令和元年(2019年)7月～8月にかけて15市町村を巡り、被災者支援の現状や役場職員のメンタルヘルスについて聞き取りを実施しました。さらに、こころのケアセンターが実施した「こころとからだの健康調査」の報告と市町村保健師から被災者支援の現状、課題についての情報収集や意見交換を行いました。

### Ⅲ 学会・研究会活動報告

#### 1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年(1983年)に発足し、年1回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

令和元年度(2019年度)は、第35回熊本アルコール関連問題学会として、令和元年(2019年)11月16日(土)に、熊本県庁地下大会議室において開催しました。参加者は95名でした。

(1) 総会

(2) 研究発表

- ① 真和館 藤本 和彦 氏
- ② 益城病院 伊津野 智士 氏
- ③ 真和館 今池 有香 氏

(3) 講演「依存症からの回復と自助グループ 一回復者から教わったこと」

向陽台病院 比江島 誠人 氏

## 2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年(1992年)に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年1回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

第36回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会を令和元年(2019年)11月9日(土)に熊本県立劇場で開催しました。

### (1)総会

### (2)演題発表及び講演

#### ○ 演題発表

演題1「地域生活支援拠点整備事業の課題」

発表者 障がい者グループホームわおん・福岡南 精神保健福祉士・臨床倫理認定士・防災士 新開 貴夫

演題2「地域移行支援でのA氏との関わり～長期入院患者が抱える地域生活の「イメージ」と「不安」に着目して～」

発表者 医療法人信和会城ヶ崎病院 作業療法士 守田 俊一郎

演題3「グループホーム退去支援～事例を通して振り返る～」

発表者 医療法人横田会グループホーム事業所 サービス管理責任者 藪田 献

演題4「精神科合併症病棟における看取りについて」

発表者 八代更生病院 看護師 谷崎 計子

#### ○ 講演:「精神科におけるアドバンス・ケア・プランニング(ACP)について」

講師 熊本大学大学院生命科学研究部生命倫理額講座 教授 門岡 康弘 先生

### 3 第55回全国精神保健福祉センター研究協議会

全国の精神保健福祉センターが持ち回りで開催しており、令和元年度(2019年度)は高知県にて令和2年(2020年)10月21日(月)～10月22日(火)の2日間の日程で、センター長会会議、センター研究協議会が行われました。

<1日目>全国精神保健福祉センター長会、全国精神保健福祉センター研究協議会

日 時 : 令和元年(2019年)10月21日(月)

会 場 : 高知市「城西館」

内 容 : 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、措置入院関係、依存症対策について、災害時における精神保健福祉体制について、講演

<2日目>全国精神保健福祉センター研究協議会

日 時 : 令和元年(2019年)10月22日(火)

会 場 : 高知市「城西館」

発表者 : 渡邊知子 他2名

演 題 : 熊本式依存症相談拠点とは～地域力を生かした依存症専門相談員事業～

発表要旨: 熊本県精神保健福祉センターでは、平成29年度(2017年度)より依存症専門相談員事業を開始した。すべての依存症に対応しており、ワンストップ相談にすることで相談者のニーズに合った支援ができるようになった。ギャンブルの相談が最も多く、男性の相談が多い傾向があるが、徐々に女性の依存症相談が増えている。今後、各関係機関との関係構築を課題に掲げ、依存症相談拠点として、熊本ならではの地域力を生かせる事業展開を進めていきたい。

## 4 九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会

九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会は、毎年度九州管内の精神保健福祉センターが持ち回りで開催しており、令和元年度(2019年度)は、熊本県精神保健福祉センターが担当し、令和2年(2020年)1月30日(木)～1月31日(金)の2日間の日程で、所長会議、研究協議会及び視察研修を行いました。

### <1日目> 所長会議、研究協議会

日 時:令和2年(2020年)1月30日(木) 13:30～17:00

場 所:くまもと県民交流館パレア

内 容:各精神保健福祉センターが抱える諸課題についての協議、情報交換

### <2日目>視察研修

日 時:令和2年(2020年)1月31日(金) 8:30～12:30

テーマ:熊本地震からの復興～精神科医療機関の歩み

研修先:社会医療法人ましき会 益城病院

(熊本県上益城郡益城町馬水123)

講 師:犬飼 邦明 氏(益城病院 理事長)

小松 哉子 氏(益城病院 公認心理師)

矢田部 祐介 氏(熊本こころのケアセンター長)

## 精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号  
各都道府県知事・各指定都市市長宛  
厚生省保健医療局長通知

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

### 1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

### 2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有するものであること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

### 3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

#### (1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

#### (2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3)人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4)普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5)調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6)精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7)組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8)精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9)自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

## 4 その他

(1)センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3)その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。